

鳥取県告示第 414 号

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 7 月 23 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 5 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラドン温泉医療による健康日本推進三朝会議
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
清水 信義
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡三朝町大字大瀬 640-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、ラドン温泉医療の医学的エビデンスを探求し、その健全な普及を通じて、温泉医療に対する社会の理解を深め、国民の健康の推進に貢献することを目的とする。